

和東町懲戒処分指針

第1 基本事項

1 本指針は、代表的な事例を選び、人事院等が示した基準を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定にあたっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果がどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職員は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

2 起訴された場合の措置

任命権者は、職員が非違行為を理由として起訴された場合は、直ちに当該職員を休職にするものとする。この場合において、懲戒処分は、裁判の経過に応じて決定するものとする。

第2 処分標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

届けることなく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内の秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は町の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏洩

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職務を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

町が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 兼業の承認等を得る手続の懈怠(けたい)

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(13) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(注) 処分を行う際には、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

(14) パワー・ハラスメント(職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、雇用不安を与える行為)

ア 職権などのパワーを背景にして、相手の意に反して、就業後の飲食や休日の娯楽等への付き合いの強要、仕事上の過度の能力否定や過度の責任・失敗追及及び性格・人格を否定する行為をした職員は、停職又は減給とする。

イ アの場合において、パワー・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

(15) 法令等違反・不適切な事務処理

職務の遂行に関して法令等に違反し、又は必要な手続きを怠る等不適切な事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせ、又は町民に重大な損害を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

2 収賄・職員倫理条例等関係

(1) 収賄

賄賂を収受した職員は、免職とする。

(2) 贈与等の報告等

ア 各種報告書等（利害関係者との行為に係る申告書及び贈与等報告書をいう。）を提出しなかった職員は、戒告とする。

イ 虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出した職員は、減給又は戒告とする。

(3) 利害関係者からの利益供与

ア 例外として許される行為を除き、利害関係者から、次に掲げる利益供与を受けた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(ア) 金品の贈与

(イ) 不動産の贈与

(ウ) 無償の役務の提供

イ 例外として許される行為を除き、利害関係者から、次に掲げる利益供与を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(ア) 金銭の貸付け

(イ) 無償の物品の貸付け

(ウ) 無償の不動産の貸付け

(エ) 未公開株式の譲受け

(オ) 供応接待

(カ) 会食

(キ) 利害関係者とともにもその者の負担により行う遊技、ゴルフ又は旅行

ウ 物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価をそれらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に、その者の負担として支払わせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

エ 利害関係者を介してアからウまでに掲げる利益供与を受けた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

オ 官製談合

競売等妨害や入札談合等関与行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(4) 倫理通報

ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員は、停職又は減給とする。

イ 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 公金・公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚

偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金・公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピューターの不適正使用

職場のコンピューターをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

5 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。(事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職とする。)

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両もしくは酒類を提供し、もしくは飲酒を勧めた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)

ア 人を死亡させ、又は人に重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。
この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

第3 報告義務

所属長は、職員が第2各項に掲げる非行行為を行っていることが明らかであると判断した場合には、遅滞なくその旨を町長に報告しなければならない。

第4 監督責任

1 指導監督不適正

所属職員が懲戒処分を受けることとなった場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

2 非行の隠ぺい・黙認

所属職員の非違行為を知り得たにも関わらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

第5 懲戒事案の公表

1 公表の対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又は関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等 1 及び 2 によることが適当でない認められる場合は、1 及び 2 に関わらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

附 則

この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

		戒 告	減 給	停 職	免 職
一 般 服 務	(1) 欠勤	正当な理由なく10日以内の間欠勤			
			正当な理由なく11日以上20日以内の間欠勤		
			正当な理由なく21日以上の間欠勤		
	(2) 遅刻・早退	届出なく遅刻・早退を繰り返す			
	(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇の虚偽申請			
	(4) 勤務態度不良	勤務時間中の職場の離脱			
	(5) 職場内の秩序を乱す行為	他の職員に対する暴言			
			他の職員に対する暴行		
	(6) 虚偽報告	事実を捏造し虚偽報告			
	(7) 違法な職員団体活動	同盟罷業、怠業その他争議行為をなし、又は町の活動能率を低下させる怠業行為をした			
			同盟罷業、怠業その他争議行為や町の活動能率を低下させる怠業行為を企て、その遂行を共謀してそそのかし、若しくはあおった		
	(8) 秘密漏洩			職務上知り得た秘密を漏洩し、公務運営に重大な支障を生じさせた	
	(9) 個人情報の目的外収集	職権を濫用し職務外の目的で個人情報を収集			
(10) 政治的目的文書の配布	政治的目的を有する文書を配布				
(11) 入札談合等に関する行為			町が入札等により行う契約の締結に関し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により当該入札等の公正を害する行為を行う		
(12) 兼業承認手続きの懈怠	兼業承認許可手続を得ずに兼業				
(13) セクシュアル・ハラスメント			暴行・脅迫によりわいせつな行為をし、職場の影響力により性的関係及びわいせつ行為を強要		
		相手の意に反することを認識しわいせつな言辞等の性的言動を繰り返す			
		相手の意に反することを認識しわいせつな言辞等の性的言動を繰り返して相手に精神的疾患を与えた			
	相手の意に反することを認識してわいせつな言辞等の性的言動を行う				

		戒 告	減 給	停 職	免 職
	(14) パワー・ハラスメント		職権などのパワーを背景に、付き合いの強要、仕事上の過度の能力否定や過度の責任・失敗追及及び性格・人格を否定する行為を行う		
				パワー・ハラスメントを執拗に繰り返したことにより相手に強度の心的ストレスの重積による精神疾患を与えた	
	(15) 法令等違反・不適切な事務処理	法令等に違反し、又は不適切な事務処理により公務に支障を生じ、又は町民に重大な損害を与える			
収 賄 ・ 職 員 倫 理 条 例 等 関 係	(1) 収賄				賄賂を收受
	(2) 贈与等の報告等	利害関係者との行為に係る申告書及び贈与等報告書を提出しない			
		虚偽の事項を記載した利害関係者との行為に係る申告書及び贈与等報告書を提出した			
	(3) 利害関係者からの利益供与	金品、不動産を贈与及び無償の役務の提供			
		金銭及び無償での物品・不動産の貸付、未公開株式の譲り受け、供应接待、会食、利害関係者とその負担による遊戯ゴルフ旅行等をうける			
		物品・不動産の購入若しくは借受又は役務の受領の対価を居合わせなかった利害関係者に負担させる			
	利害関係者を介して上記の項目供与を受けたもの				
	官製談合				
(4) 倫理通報			内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとしたもの		
		事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報したもの			
公 金 ・ 公 物 取 扱	(1) 横領				公金・公物の横領
	(2) 窃取				公金・公物の窃取
	(3) 詐取				詐欺を行い公金・公物を交付
	(4) 紛失	公金・公物を紛失			
	(5) 盗難	重大な過失により公金・公物の盗難に遭った職員			
	(6) 公物損壊	故意に職場において公物を損壊			
	(7) 失火	過失により公物の出火・爆発を起こす			

		戒 告	減 給	停 職	免 職
	(8) 給与等の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反・虚偽の届出等により給与等を不正に支給・受給			
	(9) 公金・公物処理不適正	自己保管中の公金の流用、不適正な公金・公物の処理			
	(10) コンピューターの不適正使用	職務に関連のない不適正目的によりコンピューターを使用			
公務外非行	(1) 放火				放火
	(2) 殺人				殺人
	(3) 傷害		傷害		
	(4) 暴行・けんか	暴行・けんか			
	(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊			
	(6) 横領（公金・公物以外）			他人の物を横領	
	(7) 窃盗・強盗			他人の財物を窃取	
					暴行・脅迫により他人の財物を強取
	(8) 詐欺・恐喝			人を欺き恐喝により財物を交付	
	(9) 賭博		賭博をした		
				常習で賭博をした	
	(10) 麻薬・覚せい剤等の所持・使用				麻薬・覚せい剤を所持・使用
	(11) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して公衆に迷惑をかける粗野・乱暴な言動			
(12) 淫行			18歳未満の者に、利益を対償として供与し（供与を約束し）淫行		
(13) 痴漢行為		痴漢行為			
(1) 飲酒運転				酒酔い運転	
				酒酔い運転により人を死亡させ、又は傷害を負わせる	
			酒気帯び運転		
			酒気帯び運転により死亡又は重篤な傷害を負わせる		

		戒 告	減 給	停 職	免 職
交通事故・ 交通法規違反					酒気帯び運転により死亡又は重篤な傷害を負わせ措置義務違反をする
		飲酒運転をした職員に対し車両・酒類を提供し、飲酒を勧めた職員又は飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗（飲酒運転をした職員に対する処分量定、飲酒運転への関与の程度を考慮）			
	(2) 飲酒運転以外 での交通事故 (人身事故を 伴うもの)		人を死亡させ又は重篤な傷害を負わせる		
				人を死亡させ又は重篤な傷害を負わせ措置義務違反をする	
		人に傷害を負わせる			
		人に傷害を負わせ措置義務違反をする			
(3) 飲酒運転以外 の交通法規違 反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反				
		著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、措置義務違反をする			
監督責任	(1) 指導監督不適正	所属職員が懲戒処分を受け指導監督に適性を欠いた管理監督職			
	(2) 非行の隠蔽黙認		所属職員の非違行為の隠蔽・黙認した職員		

※ 2つ以上の処分にまたがるものは、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮